

< Alipay+決済サービス加盟店契約条項 >

第1条(加盟店)

1. 加盟店とは、本契約を承諾の上、乙に加盟を申し込み、乙が加盟を承諾した法人、個人又は団体をいいます。なお、本契約は、Alipay+決済サービスに関連して甲と乙との間で成立した契約関係を定めるものであり、Alipay+決済サービスに関連する事項は、本契約の定めに従うものとします。また、本契約を締結する以前又は本契約締結後に乙との間で他の加盟店契約を締結した場合であって、本契約と当該他の加盟店基本契約が矛盾・抵触するときは、本契約の規定が優先して適用されるものとします。
2. 甲は、加盟店審査のために乙が請求する資料等を添えて、本契約を申し込むものとし、乙が定める加盟店登録手続きが完了し、乙が承諾した日に本契約が成立するものとします。
3. 本契約は、甲が取扱店舗(第2条に定義します。)の店頭において行う販売についてのみAlipay+決済サービスを利用できるものとします。但し、第7条第6項に基づき、乙の書面による事前の承諾を得た場合は、その承諾を得た範囲の取引にもAlipay+決済サービスを利用することができます。
4. 甲は、本契約に基づきAlipay+決済サービス決済取引(第2条に定義します。)を行う店舗・施設(販売委託先、テナント等の第三者がAlipay+決済取引を行う店舗・施設も含みます。)を指定の上、予め、乙所定の書式にて乙に届出し、乙の承諾を得るものとします。また、店舗・施設を変更する場合も、同様とします。甲は、乙の承諾のない店舗・施設でAlipay+決済取引を行ってはならないものとします。
5. 乙は、甲から加盟の申込みがなされた場合であっても、乙の判断で加盟を謝絶することができるものとします。この場合、乙は、甲に対し謝絶の連絡をしますが、謝絶理由の開示は要しないものとします。また、甲は、乙が加盟を承諾した後においても、乙がその裁量に基づき甲の加盟を取り消す権限を有することを確認し、当該加盟の取消しに対して、乙に何らの請求もできないものとします。
6. 甲は、乙の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継(合併又は会社分割等の組織再編行為を含みます。)させてはならないものとします。

第2条(定義)

本契約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 「発行者」とは、Alipay. com Co., Ltd. (以下、「Alipay社」といいます。)、及び、Alipay Connect Pte.Ltd.又はAlipay Connect Pte.Ltd.がAlipay+決済サービスの提供者として指定する会社又は組織(以下、Alipay Connect Pte.Ltd.と合わせて「Alipay Connect社」といいます。)をいいます。
- (2) 「利用者」とは、発行者との合意に基づきAlipay+決済サービスを利用する者をいいます。
- (3) 「Alipay+決済サービス」とは、利用者が甲より商品等を購入し又は提供を受ける際に、金銭等に代えて、Alipay+コードを通じて取引情報を発行者に通知し、発行者が当該取引について当該商品等の対価(税金、送料等を含みます。)を利用者に代わって支払うことにより決済を行う発行者が提供する国際決済サービスであって、Alipay社の決済サービスであるAlipayサービス及びAlipay Connect Pte.Ltd.の決済サービスであるAlipay Connectサービスをいいます。
- (4) 「ライセンス契約」とは、Alipay+決済サービスの取扱いに係る乙と発行者との間の契約をいいます。
- (5) 「精算金」とは、発行者が乙に対して支払う、売上債権相当額から発行者手数料を控除した金額をいいます。
- (6) 「バーコード決済精算金」とは、第18条に基づき乙が甲に対して支払う、売上債権相当額から加盟店手数料を控除した金額をいいます。

- (7) 「Alipay+決済取引」とは、利用者と甲との間で Alipay+決済サービスを利用して行う取引をいいます。
- (8) 「Alipay+コード」とは、利用者が Alipay+決済サービスを利用するために発行者から付与されるQRコード又は1次元バーコードをいいます。
- (9) 「取扱店舗」とは、前条第4項に基づき、乙の承諾を得た店舗・施設をいいます。
- (10) 「加盟店端末機」とは、発行者の定める仕様に合致し、Alipay+コードを読み取ることができる機器(リーダー・ライター)であって、甲がAlipay+決済サービスを利用するために設置・管理するものをいいます。
- (11) 「加盟店手数料」とは、本契約に基づき、Alipay+決済サービスの取扱いの対価として甲が乙に対して支払う手数料をいいます。なお、乙は、加盟店手数料の中から発行者に対して発行者手数料を支払うものとします。
- (12) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)第2条第1項に定める個人情報をいいます。
- (13) 「個人情報管理責任者」とは、個人情報の保護及び管理に関する責任者をいいます。
- (14) 「商品等」とは、商品、サービス、権利等を総称していいます。
- (15) 「第三者」とは、甲、乙及び発行者以外の全ての者をいいます。
- (16) 「発行者手数料」とは、乙がライセンス契約に基づき発行者に対して支払う手数料をいいます。
- (17) 「売上債権」とは、Alipay+決済取引により甲が利用者に対し取得する金銭債権(商品等の対価だけでなく、これに係る消費税等に係る債権を含みます。)をいいます。
- (18) 「関係会社」とは、直接・間接を問わず、発行者を支配し、発行者によって支配され、又は発行者と共通の支配下にある事業体をいいます。なお、「支配」とは、現在・将来を問わず、直接・間接を問わず、議決権付株式の保有を通じてであるか、契約その他の方法によるかを問わず、支配される事業体の経営や方針を管理し、経営や方針について指示を出すことのできる権限を有することをいいます。また、ある事業体が、他の事業体の発行済み議決権付株式その他の保有権益(ownership interest)の少なくとも50%を所有し、議決権行使権限を有する場合も、支配しているとみなします。
- (19) 「業務遂行者」とは、Alipay+又はパートナーの関係人、各自の従業員、取締役、役員、代理人(決済代行会社を含む)、監査人、アドバイザー、パートナー、コンサルタント、共同企業体、第三者サービス提供者(技術サービス提供者を含む)、請負人、下請人、その他参加書類又は Alipay+コアに関連して当該関係者の指揮下で、又は当該関係者から委託を受けて業務を遂行する者をいう。
- (20) 「不可抗力」とは、予見不可能、回避不可能、克服不可能かつ影響を受ける当事者の合理的な制御を超える事由をいいます。
- (21) 「委託先」とは、第6条第12項に従って甲が乙の承諾を得て本契約に関わる業務処理を第三者に委託する場合(数次委託を含みます。)における、その委託を受けた第三者をいいます。
- (22) 「クレジットカード・セキュリティガイドライン」とは、クレジットカード取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称が変更された場合であっても、クレジットカード番号等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該クレジットカード・セキュリティガイドラインに相当するものを含みます。)であって、その時々における最新のものをいいます。
- (23) 「Alipay+Rules」とは、発行者が定めるAlipay+決済取引に関する規則をいいます。(名称が変更された場合であっても、取引処理、精算及び決済、紛争、リスク管理要件、ブランド・マーケティング及び広報など加盟店等が準拠することが求められる事項などを取りまとめた基準として当該Alipay+Rulesに相当するものを含みます。)
- (24) 「管理システム」とは、甲及び乙が、Alipay+決済サービスの取扱状況を確認することのできる乙の提供するシステムをいいます。

第3条(表明・保証)

甲は、乙に対し、本契約の締結時及びその有効期間中において、次の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。甲は、甲の故意・過失を問わず、本条の表明及び保証に違反した場合には、本契約に基づく取引が停止されること、また直ちに加盟店としての地位を喪失することがあることを異議なく承諾するものとし、これにより甲に損害が生じた場合でも乙に何らの請求も行わず、また、かかる表明及び保証に違反したことにより、乙に損害が生じた場合には、その一切の損害を賠償しなければならないものとします。

(1) 行為能力

甲が、日本法に基づき適式に設立され、有効に存在する法人又は実在する個人であり、適用法令上、Alipay+決済サービスの加盟店となること、並びに本契約に基づく権利を行使し、義務を履行するために必要とされる完全な権利能力及び行為能力を有すること。

(2) 社内手続

甲が、法人その他の団体である場合には、Alipay+決済サービスの加盟店となり、本契約に基づく権利を行使し、義務を履行するために、適用法令及び甲の定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること。

(3) 適法性等

甲が、Alipay+決済サービスの加盟店となり、本契約に基づく権利を行使すること及び義務を履行することは、適用法令及び甲の定款その他の社内規則に抵触せず、甲を当事者とする契約の違反又は債務不履行事由とはならないこと。

(4) 許認可

甲が、Alipay+決済サービスの加盟店となること及び甲の事業を適法に遂行するために必要な一切の許認可を適式に取得し、かつ維持していること。

(5) 有効な契約

本契約が、甲に対し適法、有効かつ法的拘束力を有し、その条項に従い執行可能な甲の債務を構成すること。

(6) 提供情報の正確性

甲が、加盟を申し込むにあたり乙に提供した情報は、重要な点において真実かつ正確であり、重要な情報は全て乙に提供されていること。

(7) 法令遵守

甲における事業、甲の取り扱う商品等は適用法令に違反するものではなく、甲がその事業を遂行するにあたり、適用法令を遵守していること。

(8) 知的財産権

甲が、その事業を遂行するにあたり必要な全ての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密その他の知的財産権について、自ら保有するか又は知的財産権を利用する権利を有しており、第三者の知的財産権を侵害していないこと。

(9) 訴訟

甲が、第三者から訴訟その他のクレーム等を受けておらず、また、合理的に予見される範囲内での紛争も存在せず、甲に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないこと。

(10) 個人情報の取扱い

甲が、取得した個人情報を適用法令に従い適法に取り扱っていること。

第4条(加盟店手数料)

1. 加盟店手数料は、売上債権相当額に別途加盟店取扱条件表で定める加盟店手数料率を乗じて算出される金額(1円未満の端数は四捨五入)とします。
2. 乙は、甲に対して20日前までに書面(電子メールを含む)にて通知することにより、前項に定める加盟店手数料率を変更することができるものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、甲は、発行者手数料率が発行者の裁量により随時変更されることを異議なく承諾するものとします。

第5条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら、その子会社、関連会社若しくは関係者等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び乙は、自ら、その子会社、関連会社若しくは関係者等が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
 - (5) 換金を目的とする商品の販売行為
 - (6) 不正な目的によるAlipay+決済取引の実施
 - (7) その他前各号に準ずる行為
3. 甲又は乙は、相手方、相手方の子会社、関連会社若しくは関係者等が、暴力団員等若しくは第1項各号に該当した場合、若しくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、直ちに本契約を解除することができ、かつ自己に生じた損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。この場合、被解除者は被解除者に損害が生じたときでも、解除者に対し何らの請求もしないものとします。
4. 甲は、第1項及び第2項に定める表明・確約が不実又は不正確であった場合は直ちに乙に通知するものとします。また、乙は、第1項及び第2項に定める表明・確約に反すると具体的に疑われる場合には、甲に対し、当該事項に対する調査を行い、また必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、甲はこれに応じるものとします。

第6条(Alipay+決済取引に関する加盟店の義務)

1. 甲は、本契約に従いAlipay+決済取引を行うとともに、乙及び発行者が定める規定等(改定された場合は改定後のものを含

みます。)を遵守するものとします。

2. 甲は、利用者が取扱店舗において、商品等を購入し又は提供を受けるに際しAlipay+コードを提示して、Alipay+決済取引を求めた場合には、現金で取引を行う顧客と同様に、正当かつ適法にAlipay+決済取引を行うものとします。また、甲は、当該Alipay+決済取引を行うことが本契約に違反することとなる場合を除き、正当な理由なく利用者とのAlipay+決済取引を拒否したり、商品等の代金の全額又は一部(税金、送料等を含みます。)について現金払いやクレジットカード、その他現金に代わって支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払手段等の他の支払手段の利用を要求したり、商品等の代金に手数料等を上乘せしたり、利用最低額及び利用上限額を設定(但し、発行者が利用上限額を設定する場合を除きます。)したり、他の支払手段を利用する場合と異なる商品等の代金を請求する等、Alipay+決済サービスによらない一般の顧客より不利な取扱いを行ってはならず、また、Alipay+決済サービスの円滑な利用を妨げる何らの制限も加えないものとします。
3. 甲は、Alipay+決済取引に際し、利用者に商品等の代金について確認を求め、その承認を得るものとし、利用者が、甲のアフターサービス又は適用法令に従って、Alipay+決済取引に係る決済の取消(第11条参照)を要求する場合、Alipay+決済取引がなされた日から90日以内に甲に要求する必要がある旨を書面又は口頭により、利用者に通知するものとします。
4. 甲は、取扱店舗の内外の見易いところに、発行者の指定する加盟店標識を乙又は発行者の指定する方法により掲示するものとします。
5. 甲は、Alipay+決済取引を行う場合又はAlipay+決済取引の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」といいます。)、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、甲は、乙が関連法令を遵守するために必要と判断する場合には、乙の要請に従い、必要な協力を行うものとします。
6. 甲は、乙がAlipay+決済取引に関する資料を提出するよう請求した場合には、3営業日以内にその資料を提出するものとし、乙から依頼があった場合、利用者とのAlipay+決済取引の状況等の調査に誠実に協力するものとします。
7. 甲は、Alipay+決済サービスに関するシステムの円滑な運営及びAlipay+決済サービスの普及向上に協力するものとし、乙よりAlipay+決済サービスの利用促進に係る掲示物の設置又は掲載等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
8. 甲は、Alipay+決済サービスに関する情報、加盟店端末機、加盟店標識等を本契約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、また、これらを第三者に使用させてはならないものとします。
9. 甲は、適用法令で要求されない限り、乙が書面により事前に承諾した場合を除き、Alipay+決済サービスの取扱いに関するプレスリリース又は本契約に関する公表を行わないものとします。但し、甲は、乙又は発行者がAlipay+決済サービスの加盟店として、甲の名称を公表することを異議なく承諾するものとします。
10. 甲は、乙若しくは発行者又はAlipay+決済サービスのブランドイメージ又は信用を直接又は間接に毀損する行為をしてはならず、これらを保護するために合理的な努力をするものとします。
11. 甲は、Alipay+決済サービスに関する販促物を作成する場合、乙の要求に従って、販促物を作成、使用、リサイクル又は処分するものとします。また、甲は、乙及び発行者の事前の承諾を得ずに、Alipay+決済サービスの宣伝以外の目的に当該販促物を使用してはならないものとします。
12. 甲は、乙が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託してはならないものとします。
13. 甲は、本契約に定める義務等を甲の役員及び従業員(以下「役職員」といいます。)又は委託先に遵守させるものとします。
14. 甲の役職員又は委託先によるAlipay+決済取引に関連する行為及び甲の役職員又は委託先が果たすべき義務は、甲の行為及び義務とそれぞれみなされるものとします。

15. 甲は、Alipay+決済取引情報を、当該取引の日から5年間(関連法令によってそれより長い期間が要求される場合はその期間)保管しなければならないものとします。
16. 甲は、乙又は発行者の求める情報セキュリティに係る要件を遵守するものとします。また、甲は、これに違反した場合又は違反したことを知った場合、直ちに乙に通知し、乙又は発行者による合理的な指示に従うものとします。なお、この場合又は乙が甲に当該情報セキュリティに係る要件に違反があると合理的な理由に基づき判断する場合、乙は、事前に甲に通知することにより情報セキュリティについて調査を行うことができるものとします。

第7条(取扱商品等)

1. 甲は、Alipay+決済取引において取り扱う商品等(以下「取扱商品等」といいます。)について、書面により事前に乙に届け出て承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。甲は、ライセンス契約に基づき、乙が発行者に対し甲の取扱商品等に関する情報を提供することを異議なく承諾するものとします。
2. 甲は、乙による承認の有無にかかわらず、末尾【別表】の分類に該当するか、又は該当するおそれがある商品等を取り扱ってはならないものとします。
3. 乙は、関連法令や方針に従い、甲に通知することにより随時自らが一旦承認した取扱商品等の種類の一部変更や見直しをすることができるものとします。乙は、甲の業態及び甲の事業活動に伴い生じるリスクの状況を考慮した上で、甲の取引量の限度額を一部変更することができるものとします。
4. 甲は、乙又は発行者から、取扱商品等に対し報告を求められた場合、直ちに報告を行うものとします。
5. 乙が甲の取扱商品等について、【別表】に該当すると判断して甲に通知した場合、甲は、直ちに当該取扱商品等に係るAlipay+決済取引を中止するものとします。なお、甲は、【別表】に該当する取扱商品等について甲がAlipay+決済取引を行ったことに起因して、乙又は発行者に損害が生じた場合、これを賠償する責任を負うものとします。
6. 甲は、特定商取引法で規定される販売類型(訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売)による取引に関してAlipay+決済取引を行う場合には、乙の書面による事前の承諾を得るとともに、特定商取引法を遵守した販売を行うものとします。

第8条(Alipay+コードの有効性等確認)

1. 甲は、Alipay+決済サービスを取り扱うにあたって、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下に掲げる事項を乙所定の方法により確認するものとします。
 - (1) 利用者から提示されたAlipay+コードの有効性
 - (2) 当該Alipay+決済取引がなりすましその他のAlipay+コードの不正利用に該当しないこと。
2. 甲は、前項に掲げる事項の確認ができない場合、Alipay+コードの提示者が明らかに利用者以外と思われる場合、又は明らかに不審と思われる場合には、Alipay+決済取引を拒絶し、直ちに乙にその旨を通知するものとします。

第9条(Alipay+決済取引の方法)

1. 甲は、利用者が商品等を購入し又は提供を受けるに際しAlipay+コードを提示し、Alipay+決済取引を求めた場合、加盟店端末機を利用し、Alipay+コードの有効性を確認し、発行者によるAlipay+決済取引の承認を得るものとします。なお、何らかの理由(故障、通信障害等)で加盟店端末機の使用ができない場合には、甲は、Alipay+決済取引を行うことができないものとします。
2. Alipay+決済サービスによる支払いは、商品等の代金(税金、送料等を含みます。)についてのみ行えるものとし、現金の借

入れ、過去の売掛金の精算等を行うことができないものとします。

3. 甲は、Alipay+決済サービスにより支払いがなされる金額を不正に増減しないものとし、Alipay+決済サービスにより支払われた金額に誤りがある場合には、第11条に基づきAlipay+決済取引の取消処理を行った上で、本条の手続により、新たにAlipay+決済取引を行うものとします。
4. 甲は、Alipay+決済取引を行った場合、乙所定の売上票又は乙が事前に承認した書式による売上票を作成するものとします。また、甲は、売上票を甲の責任において保管・管理し、他に譲渡してはならないものとします。
5. 甲は、Alipay+決済取引に関する次の各号の情報(以下「Alipay+決済取引情報」といいます。)を乙に提供するものとし、ライセンス契約に基づき、乙が発行者に当該情報を提供することを異議なく承諾するものとします。また、甲は、Alipay+決済取引情報は、真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

【商品関連の取引の場合】

- (1) 商品等の名称
- (2) 商品等の数量
- (3) 取引通貨
- (4) 取引金額
- (5) 取引日時
- (6) 加盟店の正式名称
- (7) その他乙の指定する事項

【サービス関連の取引の場合】

- (1) サービスの種類
- (2) サービスの量(例:搭乗回数、宿泊回数)
- (3) 取引通貨
- (4) 取引金額
- (5) 取引日時
- (6) 加盟店の正式名称
- (7) 特定の取引に関する情報
 - 1.航空券:飛行時間及び便番号
 - 2.宿泊:ホテル名、チェックイン時刻
 - 3.留学:入学許可書
- (8) その他乙の指定する事項

6. 乙及び発行者は、適用法令を遵守するため、甲に書面により通知することにより、いつでも甲に対しAlipay+決済取引情報を合理的に要求し、当該情報を審査、評価、調査又は検証することができるものとします。なお、乙又は発行者からの通知から3営業日以内に、甲がAlipay+決済取引情報を提供しない場合、乙は、本契約の解除又はAlipay+決済サービスを停止することができるものとします。
7. 第1項から第4項にかかわらず、甲は、乙が必要又は適当と認めて、Alipay+決済取引の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、合理的な事由がある場合を除き、変更後の方法によりAlipay+決済取引を行うものとします。
8. 乙は、提供されたAlipay+決済取引情報に不備があることにより決済処理に遅れが生じた場合、甲に対して、損害賠償、その他の責任を負わないものとします。

第10条 (Alipay+決済取引の成立、売上債権の確定)

1. Alipay+決済取引は、甲が加盟店端末機を利用してAlipay+コードの有効性を確認し、発行者によりAlipay+決済取引が承認(以下「発行者承認」といいます。)された時点で成立するものとし、甲は利用者に対し、当該時点後直ちに、商品等を引き渡し又は提供するものとします。但し、Alipay+決済取引が成立した当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合は、甲は、利用者へ書面又は電子メールをもって引渡時期等を通知するものとします。
2. 売上債権は、発行者承認の連絡を受けた時点で、確定するものとします。

第11条 (Alipay+決済取引の取消し・返金)

1. 甲は、返品その他により利用者とのAlipay+決済取引の全部又は一部を取り消す必要があると判断した場合、当該取消しが、Alipay+決済取引がなされた日から90日(なお、発行者により当該日数が変更された場合には変更後の日数とします。以下同じ。)以内であるときには、加盟店端末機を通じてAlipay+決済取引の取消手続を行うものとし、Alipay+決済取引がなされた日から90日経過後であるときには、乙へ連絡するものとし、加えて、経過日数如何を問わず、乙の指示に従って処理(返品手続を含みます。)を行うものとします。なお、甲は、Alipay+決済取引を取り消した場合であっても、発行者承認を得たAlipay+決済取引に係る加盟店手数料の支払いを免れないものとします。但し、当該取り消されたAlipay+決済取引に係る発行者手数料の全部又は一部が発行者から乙に返金された場合には、乙は、当該返金された発行者手数料の金額を上限として、当該取り消されたAlipay+決済取引に係る加盟店手数料を甲に返金するものとします。
2. 甲は、利用者が特定商取引法に定めるAlipay+決済取引の申込みの撤回若しくはAlipay+決済取引の解除を行った場合又は利用者から消費者契約法に基づくAlipay+決済取引の取消しの申し出があった場合において、当該申し出が相当なとき若しくは当該申し出を受けた日から60日以内に事実関係を確定できない場合には、前項に基づき速やかに当該Alipay+決済取引全部の取消しを行うものとします。
3. 甲は、商品等を複数回にわたり引き渡し又は提供する場合において、利用者が当該Alipay+決済取引を解除したときは、直ちにその旨を乙に届け出るとともに、乙所定の方法により当該利用者当該Alipay+決済取引の精算を行うものとします。
4. 甲は、商品等を複数回にわたり引き渡し又は提供する場合において、甲の責めに帰すべき事由により、引渡し又は提供が困難となったときは、直ちにその旨を利用者(利用者との連絡手段を確立している場合に限り)及び乙へ連絡するものとします。
5. 本条に基づきAlipay+決済取引の全部又は一部がAlipay+決済取引のなされた日から90日以内に取消された場合、乙は、その直後に甲に対して支払うバーコード決済精算金(但し、当該バーコード決済精算金が当該取消されたAlipay+決済取引に係るバーコード決済精算金に足りない場合は、次回以降のバーコード決済精算金を含むものとします。)から、当該取消されたAlipay+決済取引に係るバーコード決済精算金を控除することができるものとし、甲は、かかる取扱いを異議なく承諾します。
6. 乙は、本条に基づくAlipay+決済取引の取消手続又は返金手続に起因して、利用者が甲に求める請求又は賠償について一切の責任を負わないものとします。

第12条 (不審・不正な取引の通報、調査協力)

1. 甲は、刑法、犯罪収益の移転防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、その他マネー・ロンダリング規制に係る全ての法令を遵守するものとし、犯罪の疑われる取引(以下「疑わしい取引」といいます。)を防ぐための予防措置を講じ、また疑わしい取引を監視するものとします。
2. 甲は、提示されたAlipay+コードが不正であると判断する場合、同一利用者が異なるAlipay+コードを提示した場合、提示

されたAlipay+コードが乙に予め通知した偽造・変造のAlipay+コードに該当すると思われる場合、複数回に分けた購入の申込みがある場合、マネー・ロンダリングの疑いがある場合又は当該取引について日常の取引から判断して異常に大量若しくは高価な購入の申込みがある場合には、Alipay+決済取引を行うに先立ち乙と協議し、乙の指示に従うものとします。

3. 甲は、利用者から甲、乙又は発行者に対し、Alipay+決済サービスを通じて不正取引がなされたという主張がなされた場合、その他乙又は発行者が要求する場合、甲が適正に当該取引を行ったことを証明する売上票等の資料を直ちに乙に提出するものとします。かかる資料には、当該取引に係る商品等の名称、金額の情報及び防犯カメラの映像を含みますがこれらに限られないものとします。甲がかかる資料の提出を怠った場合又は当該不正取引が甲の故意若しくは過失に基づくものである場合には、甲は、当該不正取引に係る取引金額全額を乙又は発行者に支払うものとします。
4. 第1項から第3項の場合、その他乙又は発行者から当該利用者によるAlipay+決済サービスの利用状況に関する報告等調査協力を求められた場合、甲は、これに協力するものとします。また、乙及び発行者は、甲に対し事前に書面にて通知することにより、通常の営業時間中に甲の取扱店舗において、監査を行うことができるものとします。
5. 甲は、乙又は発行者からAlipay+決済サービスを通じた不正取引防止の協力を求められた場合、これに協力するものとします。
6. 甲は、発行者がAlipay+決済サービスの特定の機能が不正取引のリスクが高いと判断した場合、甲に対する通知の有無にかかわらず直ちに当該機能の提供を停止又は終了できることに同意するものとします。

第13条(不正利用等発生時の対応)

1. 甲は、自ら行ったAlipay+決済取引において不正利用がなされた場合には、その発生状況を踏まえ遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
2. 甲は、前項の場合には、直ちにその旨を乙に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

第14条(Alipay+決済取引の責任)

1. 甲は、本契約に定める手続によらずにAlipay+決済取引を行った場合、その一切の責任を負うものとし、かかる場合、乙は、当該Alipay+決済取引に関するバーコード決済精算金の支払義務を免除されるものとし、乙から甲に対し、当該Alipay+決済取引に関してバーコード決済精算金が支払われている場合には、甲は、当該受領済みのバーコード決済精算金を、直ちに乙に返金するものとします。
2. 甲は、利用者に引き渡し又は提供した商品等について、契約不適合(商品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと)や引渡しの遅延等の甲の責めに帰すべき事由により生じた損害について一切の責任を負うものとし、乙及び発行者が、これらにつき何らの責任も負わないよう対処するものとします。
3. 甲は、利用者からAlipay+決済取引及び商品等に関し、苦情、相談又は請求等を受けた場合等、甲と利用者との間において紛議が生じた場合には、乙又は発行者の責めに帰すべき場合を除き、甲の費用負担と責任をもってこれを解決するものとし、乙又は発行者に何らの請求も行わないものとします。
4. 甲は、前項の紛議の解決にあたり、乙の事前の承諾なく、Alipay+決済取引の取消処理を行うことなく利用者に対して当該Alipay+決済取引に係る商品等の代金を直接返還しないものとします。

第15条(利用者との紛議に対する措置等)

1. 甲は、甲と利用者との間で紛議が生じた場合又は利用者が甲のAlipay+決済取引について発行者に苦情を申し立て場合、乙に対して、紛議の内容、利用者との取引の態様(商品等の内容、勧誘行為がある場合にはその内容)、発生要因、交渉経過及び処理内容等を7日以内に報告するものとします。
2. 甲は、前項の報告その他乙の調査の結果、利用者との間の紛議が日本国内の関連法令で禁止されている甲の行為に起因するものと乙が認めた場合、又は紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して利用者の利益の保護に欠けると認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために乙が必要と認める事項を、乙の求めに応じて報告するものとします。
3. 甲は、利用者との紛議を原因として、監督官庁より改善・是正等の指導若しくは勧告又は業務停止等の処分を受けたときは、直ちに乙へ書面で報告するものとします。
4. 乙は、第1項から第3項の報告その他乙の調査の結果、必要があると認める場合には、甲に対し、所要の措置又は指導(以下各号の事項を含みますが、これに限りません。)を行うことができ、甲は、これに従うものとします。但し、乙による措置又は指導は、甲を免責するものではありません。
 - (1) 書面又は口頭による改善要請
 - (2) Alipay+決済取引の停止
 - (3) 本契約の解除
5. 甲は、次のいずれかの事由が生じた場合、乙所定の調査が終了するまで、Alipay+決済取引の取扱いを中止するものとします。
 - (1) 第2項又は第3項に該当する場合
 - (2) 甲が第22条に定める禁止行為を行った場合又はその疑いのある場合
 - (3) 甲が第37条に定める届出義務に違反した場合又は事実と異なる事項を届け出たと認められる場合
 - (4) 甲が本条に定める報告等を正当な理由なく乙が報告を要求した日から7日以内に行わない場合

第16条(Alipay+決済サービスの変更及び停止)

1. Alipay+決済サービスの内容が発行者の裁量に基づき変更される場合又はライセンス契約の内容が変更される場合には、乙から甲に通知することにより、乙は、本契約及びAlipay+決済サービスの内容を変更することができ、甲は、これを予め異議なく承諾するものとします。
2. 甲は、システムの障害が発生した場合、システムの保守管理に必要な場合その他やむを得ない場合(コンピューター・ウィルス、ハッカーによる攻撃等を含みますがこれらに限りません。)には、加盟店端末機の利用及びAlipay+決済取引を行うことができないことを予め異議なく承諾するものとします。かかる場合、乙又は発行者は、甲の逸失利益、機会損失等について何らの責任も負わないものとします。
3. 乙又は発行者が、Alipay+決済取引がマネー・ロンダリングに利用されている疑いがあると判断した場合には、当該疑いが解決されるまでAlipay+決済サービスの停止、バーコード決済精算金の支払いを拒否することができるものとし、また、乙及び発行者は、当該Alipay+決済取引に係る情報を甲に通知することなく公的機関に報告することができるものとし、甲はこれを予め異議なく承諾するものとします。
4. 甲は、発行者が合理的にその完全な裁量に基づきAlipay+決済サービスを停止又は中止することができること、また、発行者のシステムの不具合、通信障害その他発行者に起因する事由でAlipay+決済サービスが停止又は中止される可能性があることを予め異議なく承諾し、かかるAlipay+決済サービスの停止又は中止に関して、乙及び発行者は、何らの責任も負わないものとします。

第17条(売上債権の譲渡)

1. 甲は、Alipay+決済取引の成立と同時に、売上債権を乙に譲渡するものとします。
2. 甲は、売上債権及び売上債権を乙に譲渡することにより発生する金銭債権を第三者に譲渡し、担保に供し又は立て替えて支払わせないものとします。

第18条(支払い)

1. 乙は、甲に対し、売上債権の譲渡の対価として、次項に定める方法により売上債権相当額を支払います。
2. 乙は、別途加盟店取扱条件表に定める締日毎に当該締日の直前の締日の翌日(但し、初回は本契約成立時を利用開始日とします。)から当該締日までの期間における売上債権相当額を集計し、甲に当該集計結果を通知するものとします。甲が当該集計結果を承諾後(但し、乙による当該通知から5日以内に連絡がない場合には、乙は、甲が当該集計結果を異議なく承諾したものとみなします。)、当該締日に対応する支払日に当該売上債権相当額を甲が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、支払日が金融機関休業日に該当する場合は、前営業日とします。
3. 甲は、乙が第2項に基づき売上債権相当額を支払う時に、売上債権相当額から控除する方法で、乙に対して加盟店手数料を支払うものとします。
4. 第1項の規定にかかわらず、乙の甲に対する売上債権相当額の支払義務は、乙が発行者から受領した精算金額を上限とし、乙は、かかる金額を超えて支払義務を負わないものとします。
5. 第2項の規定にかかわらず、乙は、発行者承認が得られたAlipay+決済取引が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、甲に対し、当該Alipay+決済取引に関する売上債権相当額の支払義務を負わないものとします。また、この場合、甲は、乙に対する加盟店手数料の支払いを免れないものとします。
 - (1) 本契約に違反してAlipay+決済取引が行われた場合
 - (2) 明らかな不正取引に対してAlipay+決済取引が行われた場合
 - (3) その他甲に本契約の重大な違反があった場合
 - (4) 事由の如何を問わず、発行者から精算金が乙に支払われない場合
 - (5) 甲が第17条第2項に違反して売上債権を第三者に譲渡した場合
6. 甲が加盟店端末機を利用して行ったAlipay+決済取引の正当性に疑義があると乙が認めた場合及び第15条第5項に該当する場合、甲は、5営業日以内に当該Alipay+決済取引の正当性を証明できる資料を提出した上で、乙の調査に協力し、乙は、調査が完了したと判断するまで甲に対する当該バーコード決済精算金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留したバーコード決済精算金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。
7. 利用者が甲との紛議を理由に当該Alipay+決済取引に係る商品等の代金の支払いを拒否した場合、又は甲との間で紛議が発生する可能性があるとして乙が認めた場合、乙は、当該紛議が解決するまで甲に対する当該Alipay+決済取引に係るバーコード決済精算金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留したバーコード決済精算金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。
8. 前3項に規定する場合において、甲は、乙及び発行者に対し何らの請求をしないものとします。
9. 本条に基づく支払いは、売上債権が日本円以外の通貨による場合には、発行者が指定する為替レートを適用して日本円に換算した上で行うものとします。
10. 甲は、管理システムで入金情報を速やかに確認するものとします。但し、乙が発行者から取得する入金明細データ(以下「入金明細データ」といいます。)と管理システム上で表示される入金情報にタイムラグが発生するため、両者の間に齟齬が生じ

た場合には、甲は、当該入金明細データが優先して適用されることを異議なく承諾するものとします。

第19条(買戻し)

1. 甲は、次の何れかの事由が生じた場合、乙の申し出により、直ちに当該売上債権を買い戻すものとします。当該買戻しの時点において乙が甲に対して当該買い戻された売上債権に係るバーコード決済精算金を支払っている場合、甲は、直ちに当該バーコード決済精算金を乙に返金するものとし、乙が甲に対してバーコード決済精算金を支払っていない場合、乙は当該支払義務を免れるものとします。(但し、第1号の事由に該当する場合には、第11条の定めによるものとします。)なお、甲が乙に当該バーコード決済精算金を返還しない場合には、乙は、その直後に甲に対して支払うバーコード決済精算金(但し、当該バーコード決済精算金が返還すべき金額に足りない場合は、次回以降のバーコード決済精算金を含むものとします。)から当該バーコード決済精算金を控除することができるものとします。乙は、次の何れかの事由が存在すると合理的に判断できる場合には、甲に対し、当該事由の存否を照会することができ、甲が速やかに当該事由の不存在を証明できない場合には、当該照会に係る事由が存在するものとみなすものとします。
 - (1) 第11条に基づきAlipay+決済取引が取り消された場合
 - (2) 第18条第5項各号の事由に該当することが判明した場合
 - (3) 第18条第6項又は第7項の事由が生じた場合
 - (4) 甲が、本契約に基づく乙の調査に対して、乙が合理的と認める協力をしない場合
 - (5) 不正取引が甲の故意又は過失に起因して発生した場合
 - (6) Alipay+決済取引について、甲と利用者間で生じた事由をもって、利用者が甲に商品等の代金の返還を求め、その事由が正当であると乙が判断した場合
 - (7) 甲による商品等の引渡し又は提供が困難になった場合において、これを理由に利用者が未納又は未提供の商品等に係る代金の支払いを拒否したとき、利用者の支払いが滞ったとき、又は利用者が乙若しくは発行者に対して当該代金の返還を求めたとき。
2. 前項の場合において、乙から甲に対し、バーコード決済精算金の他に販促費等名目の如何を問わず付帯した金員が支払われているとき、甲は、乙に対し、その全額を併せて支払うものとします。また、発行者が利用者へ代金を返還する場合は、発行者所定の手数料についても同様とします。
3. 第1項の手続を行ったにもかかわらず、乙が買戻しを請求した日から2か月以上経過後も、乙への返金がなされていない買戻しに係る売上債権の残金がある場合、甲は、乙に対し、乙の請求に従って遅滞なくその残金を一括して支払うものとします。なお、買戻しを請求した日とは、乙が口頭又は書面により甲に通知した日とします。

第20条(加盟店端末機及び通信機器の提供等)

1. 甲は、Alipay+決済サービスの取扱開始日までに、乙が指定する加盟店端末機及び通信機器を、自ら調達する方法、乙から買い受ける方法又はリース会社とのリース契約により借り受ける方法により、用意するものとします。
2. 甲は、加盟店端末機及び通信機器につき、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 安定して、安全かつ容易に操作を行える場所に設置すること。
 - (2) 直射日光、高温多湿、磁気を避けて設置すること。
 - (3) 加盟店端末機に関連するソフトウェア及びハードウェアを自己の費用において、良好な動作状態に保ち、Alipay+決済サービスに係るシステムに適切にリンクさせること。
3. 甲は、加盟店端末機及び通信機器について、紛失又は盗難等の事実が判明した場合には、速やかに乙又は乙の指定する

者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとし、これに基づき乙及び発行者に生じた一切の損害を補償するものとします。

4. 甲は、次の各号に定める費用を負担するものとします。但し、乙が特別に認めた場合は、この限りではありません。
 - (1) 加盟店端末機及び通信機器を通じた通信に係る料金
 - (2) 別途書面にて定める端末・端末関連費の購入費用(税金、送料等を含む)。なお、端末・端末関連費は、毎月末日で締め切り、その翌々月27日を支払日とします(但し、金融機関の休業日の場合には、翌営業日とします)。
 - (3) 甲が、乙に対する端末付属品費用の支払いを遅滞したことにより、乙が振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続を行ったときは、1回につき300円(税別)、乙が甲に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用(実費)
5. 乙は、金融情勢の変動その他乙が必要と認めた場合は、甲へ事前に通知することにより端末・端末関連費を変更できるものとします。
6. 甲は、乙に対する端末・端末関連費の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、当該端末・端末関連費に年14.6%の割合を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第21条(契約の遵守)

1. 甲は、Alipay+決済取引を取り扱うにあたり、本契約並びに乙及び発行者が定める規定等(改定された場合は改定後のものを含みます。以下同じ。)に準拠するものとします。
2. 甲は、本契約並びに乙及び発行者が定める規定等に準拠した取扱いを行うために要する費用を負担するものとします。
3. 本契約並びに乙及び発行者が定める規定等に変更(制定、廃止等を含みます。)があった場合、甲は、変更後の内容を遵守するものとし、当該変更起因して甲に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、甲が負担するものとします。
4. 発行者が、法令違反等に関わる甲側の事由に起因して、乙に違約金、反則金等(名称の如何は問わないものとします。)を課すことを決定した場合、甲は、乙の請求に応じて違約金、反則金等の額と同額の金員を乙に支払うものとします。

第22条(加盟店の禁止行為)

甲は、次の各号に定める行為又はこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、甲の役職員が次の各号に定める行為又はこれに類似する行為を行った場合には、甲が自らこれを行ったものとみなします。

- (1) 不正な申込み又は契約
Alipay+決済取引が存在しないにもかかわらず、Alipay+決済取引の成立を偽装して乙よりバーコード決済精算金の支払いを受けること。
- (2) 名義貸しとなる申込み又は契約
Alipay+決済取引が存在しないにもかかわらず、甲が自己の名義を第三者に貸し、又は第三者が使用することを容認し、あたかも甲と利用者との間で直接Alipay+決済取引が成立したかのように偽装して利用者の申込みを乙に通知すること。
- (3) 虚偽申告又は虚偽荷担となる申込み又は契約
 - ① 利用者との間にAlipay+決済取引がないこと、真実のAlipay+決済取引と申告するAlipay+決済取引の内容が相違すること、利用者が実在しない若しくは別人であること、又は実在しない若しくは別人である疑いがあることを知りながら利用者の申込みを乙に通知すること。
 - ② Alipay+決済取引が存在しないにもかかわらず、それがあつたかのように利用者を通謀し又は利用者に依頼して取引があるかのように装うこと。
 - ③ 第37条に基づく届出に際し、虚偽の申告を乙に対して行うこと。

- ④ 真実は売掛金の決済又は回収のためであることを隠してAlipay+決済取引を成立させること。
- (4) 送金又は為替取引
送金又は為替取引の目的でAlipay+決済取引を行うこと。
- (5) 権限の無い行為
- ① Alipay+決済取引について、利用者との間で真実のAlipay+決済取引の内容と異なる合意をし、又は実際のAlipay+決済取引の内容以外の合意をすること。
- ② 第7条第2項に基づき取扱いを禁止されている商品等を取り扱うこと。
- ② 第7条第6項に違反して、乙の書面による事前の承諾を得ることなく、特定商取引法で規定される販売類型による取引に関してAlipay+決済取引を行うこと。
- (6) 法令等に抵触する行為
- ① 利用者を取引に勧誘するに際し、不実告知、重要事項の不告知その他の特定商取引法又は消費者契約法に規定される不適切な勧誘方法によりAlipay+決済取引を成立させること。
- ② 個人情報の取扱いにおいて、個人情報保護法若しくは甲に適用される所管省庁ガイドライン又は乙との取り決めに反すること。
- ③ 公序良俗又は関係法令に違反すること。
- ④ 監督官庁より改善・是正指導、勧告、行政処分等を受けるような行為をすること。
- (7) 他者の権利を侵害する行為
乙、発行者又は利用者の権利を侵害し又は侵害するおそれのある行為をすること。
- (8) 加盟店端末機及びAlipay+決済サービスに係るシステムの改変等
加盟店端末機及びAlipay+決済サービスに係るシステム(ソフトウェア、決済システム、アプリケーションを含みますがこれに限りません。)の解析、複製、編集、改変その他加盟店端末機及びAlipay+決済サービスに係るシステムに支障が生じる行為並びに乙又は発行者に損失を及ぼす行為をすること。

第23条(情報の提供等)

1. 甲は、乙から求められた場合には、直ちに履歴事項証明書、甲の概要を説明する書面、Alipay+決済取引情報、取扱店舗に関する情報、その他発行者への情報提供に必要な資料を提出するものとします。また、甲は、乙が受領した甲の情報及び書類の一切をライセンス契約に基づき発行者に対して提供することを予め異議なく承諾するものとします。
2. 甲は、乙から求められたときは、最新の決算状況及び特定時期の財務状況について、書面その他乙が適当と認める方法により、乙に対し報告を行うものとします。
3. 甲は、乙又は発行者が公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けたとき、その他乙又は発行者が相当と認めたときに、利用者の情報、甲及び取扱店舗に関する情報、その他Alipay+決済取引に関する情報を開示する必要があることを予め異議なく承諾するものとします。
4. 甲は、乙に対し、甲の名称及び取扱店舗並びにAlipay+決済取引情報その他発行者が指定する甲のAlipay+決済取引に関する情報(以下、合わせて「甲のマーケティング情報」といいます。)を提供するものとし、ライセンス契約に基づき、乙が発行者にこれを提供すること及び乙及び発行者がAlipay+決済サービスの向上及び利用促進活動のために利用することを予め承諾するものとします。また、甲は、Alipay+決済サービスに関連して、甲のマーケティング情報につき、使用、閲覧、保存、複製、出版、頒布、修正、他の情報との集約、分析、送信、その他の利用を行う非独占的、世界的、永久的、取消不能な、再許諾可能の、ロイヤリティのかからない権利及びライセンスを乙及び発行者に許諾するものとします。なお、甲は、甲

のマーケティング情報が、完全、正確かつ最新の状態を維持するために経済的に合理的な努力を行うものとします。

5. 甲は、本契約に定める目的を達成するために、発行者が第1項及び第2項に定める情報を関係会社(発行者が関係会社による本契約の遵守及び適正な履行について責任を負うことを条件とします。)及び業務遂行者(業務遂行者が本契約に定めると同等以上の秘密保持義務を負うことを条件とします。)と共有することを承諾するものとします。

第24条(秘密保持義務)

1. 甲は、本契約発効日の前後を問わず、口頭、書面その他方法の如何を問わず、本契約の履行に際して知り得た乙及び発行者の一切の情報、加盟店端末機及び付帯設備の規格等の事業に関する情報、利用者の情報及び手数料率を含むAlipay+決済サービスに関する一切の情報並びにその他の技術上又は営業上の秘密(複写物及び複製物を含み、以下「秘密情報」と総称します。)を、乙又は発行者の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に提供、開示又は漏洩せず、本契約に定める業務以外の目的に利用しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当することが証明された情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報
 - (2) 当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - (3) 当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していたことを書面により証明できる情報(秘密保持義務の制約の下で相手方から開示された情報を除きます。)
 - (4) 秘密保持義務に服さない第三者から秘密保持義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
 - (5) 当該情報によることなく、自己が独自に開発したことを書面により証明できる情報
2. 前項の秘密情報には、乙より甲宛に提供する事務連絡票等の情報等が含まれるものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、甲は、本契約に定める業務遂行を目的として、秘密情報を甲の役職員及び法令上の守秘義務を負う専門家に開示することができるものとします。この場合、甲は、当該役職員及び専門家の行為について一切の責任を負うものとします。
4. 甲は、乙又は発行者が公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けた場合、秘密情報を開示する必要があることを予め異議なく承諾するものとします。この場合、乙は、適用法令で許容される範囲内で、当該開示について甲に事前に通知するものとします。
5. 甲は、乙又は発行者から書面による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に定める業務以外の目的で秘密情報を複製してはならないものとします。
6. 甲は、秘密情報を第三者に提供、開示又は漏洩することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当該第三者への提供、開示又は漏洩に関し一切の責任を負うものとします。
7. 甲は、秘密情報をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合又は乙から要求された場合、本契約終了日又は乙による要求日から5営業日以内に、乙の指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。但し、適用法令を遵守するために保管が必要となる場合を除きます。
8. 本条の定めは、本契約の終了後も存続するものとします。

第25条(Alipay+コードの取扱いの制限)

甲は、Alipay+決済取引の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、利用者に対し、Alipay+コードを表示するよう求めてはならないものとします。

第26条 (Alipay+コードの適切な管理)

1. 甲は、割賦販売法に従い、Alipay+コードの適切な管理のために必要な措置を講じるものとし、かつAlipay+コードにつき、その漏洩、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。
2. 甲は、Alipay+決済サービスの健全な発達を阻害し、Alipay+コードの悪用又は利用者の利益の保護に欠ける行為をすることがないよう、従業員に対する教育等社内の体制を整備するものとします。
3. 甲は、Alipay+コードの適切な管理のため、クレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置又は乙が認めたこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
4. 乙は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、甲が講じる措置の方法又は態様がクレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置又は乙が認めたこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他Alipay+コードの漏洩、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて、当該措置の方法又は態様の変更を甲に求めることができ、甲はこれに応ずるものとします。
5. 甲は、第3項に基づいて行う措置の方法又は態様を変更しようとする場合には、予め乙と協議しなければならないものとします。

第27条 (Alipay+コードの取扱いの委託)

甲は、委託先にAlipay+コードの取扱いを委託する場合、乙の書面による事前の承諾を得るとともに、Alipay+コードの適切な管理が図られるよう、以下の基準に従わなければならないものとします。

- (1) Alipay+コードの取扱いの委託先となる第三者(以下「コード委託先」といいます。)が次号に定める義務に従いAlipay+コードを適確に取り扱うことができる能力を有するものであることを確認すること。
- (2) コード委託先に対して、前条第1項及び第3項の義務と同等の義務を負担させること。
- (3) コード委託先が前条第3項に定める措置を講じ、当該措置を変更する場合は甲に報告しなければならない旨、及び当該方法又は態様について、前条第4項に準じて甲からコード委託先に対して変更を求めることができ、コード委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
- (4) コード委託先におけるAlipay+コードの取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認するとともに、必要に応じてその改善をさせる等、コード委託先に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
- (5) コード委託先が予め甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に対してAlipay+コードの取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
- (6) コード委託先が甲から取扱いを委託されたAlipay+コードにつき、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、次条各項に準じて、コード委託先は直ちに状況の把握に努め、甲に対してその旨を報告するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査(事故に係るAlipay+コードの特定を含みます。)並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を甲に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
- (7) 甲がコード委託先に対し、Alipay+コードの取扱いに関し第29条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
- (8) コード委託先がAlipay+コードの取扱いに関する義務違反をした場合には、甲は、必要に応じて当該コード委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

第28条 (事故時の対応)

1. 甲又はコード委託先の保有するAlipay+コードが、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、甲は、遅滞

なく以下の措置を講じなければならないものとします。

- (1) 漏洩、滅失又は毀損の有無を調査すること。
 - (2) 前号の調査の結果、漏洩、滅失又は毀損が確認されたときには、その状況を把握し、その発生期間、影響範囲(漏洩、滅失又は毀損の対象となったAlipay+コードの特定を含みます。)その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
 - (3) 第1号又は第2号の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、その他必要な措置を講じること。
 - (4) 漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、又は影響を受ける利用者に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失又は毀損の対象となるAlipay+コードの範囲が拡大するおそれがあるときには、甲は、直ちにAlipay+コードその他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じるものとします。
3. 甲は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を乙に対して報告するとともに、遅滞なく、第1項各号の事項につき、以下の各号の事項を報告しなければならないものとします。
- (1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって乙が求める事項
4. 甲又はコード委託先等の保有するAlipay+コードが漏洩、滅失又は毀損した場合であって、甲が遅滞なく、第1項第4号の措置を講じない場合には、乙は、事前に甲の同意を得ることなく、自らその事実を公表又は漏洩、滅失又は毀損したAlipay+コードに係る利用者に対して通知することができるものとします。

第29条(調査)

1. 乙は、割賦販売法の定めに従い、甲に対する必要事項の調査を定期的に行うものとし、甲はこれに応ずるものとします。
2. 乙は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、当該事由に応じて必要な範囲で甲に対する調査を行うことができ、甲はこれに応ずるものとします。
 - (1) 決済取引に関する紛議の発生又は発行者に対してAlipay+決済取引に係る代金の返還等の申出があったとき。
 - (2) 第19条第1項各号の事由が生じたとき又は甲が第40条第1項各号に該当するおそれがあるとき。
 - (3) 甲の販売方法や取扱商品等に関して調査する必要があると乙が判断したとき。
 - (4) 甲又はコード委託先においてAlipay+コードが漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じたとき。
 - (5) 甲が行ったAlipay+決済取引について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。
 - (6) 甲が本契約のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、甲のAlipay+決済取引に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、乙が割賦販売法に基づき甲に対する調査を実施する必要があると認めたとき。
3. 前項各号のいずれかの事由があるときには、乙は、乙が適当と認めて選定した者により、当該事由に応じて必要な範囲で甲に対する調査を行うことができ、甲はこれに応ずるものとします。
4. 前3項の調査は、必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。
 - (1) 必要な事項の書面又は口頭による報告を受ける方法

- (2) Alipay+コードの適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する甲の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
 - (3) 甲が利用者の署名を徴求した売上票を管理している場合は、乙の調査依頼後15日以内に提出を受ける方法
 - (4) 甲若しくはコード委託先又はその役職員に対して質問し説明を受ける方法
 - (5) 甲又はコード委託先においてAlipay+コードの取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、Alipay+コードの取扱いに係る業務について調査する方法
5. 前項第5号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他Alipay+コードをデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査(デジタルフォレンジック調査)が含まれるものとします。
 6. 乙は、第2項第4号又は第5号の調査を実施するために必要となる費用であつて、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを甲に請求することができるものとします。但し、第2項第4号に基づく調査については、甲が第28条第1項第1号、第2号に定める調査及び同条第3項に定める報告に係る義務を遵守している場合並びに第2項第5号に基づく調査について、甲が第13条第1項に定める調査及び同条第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りでないものとします。

第30条(是正改善計画の策定と実施)

1. 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を甲に求めることができ、甲はこれに応ずるものとします。
 - (1) 前条の調査の結果、乙が必要と認めたとき。
 - (2) 甲が第26条第3項、第4項若しくは第27条の義務を履行せず、又はコード委託先が第27条第2号若しくは同条第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。
 - (3) 甲又はコード委託先の保有するAlipay+コードが、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合であつて、第28条第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (4) 甲が第8条に違反し又はそのおそれがあるとき。
 - (5) 甲が行ったAlipay+決済取引について不正利用が行われた場合であつて、第13条の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、甲のAlipay+決済取引に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、乙に対し、甲についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
2. 乙は、前項の定めにより計画の策定と実施を求めた場合において、甲が当該計画を策定若しくは実施せず又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、甲と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項(実施すべき時期を含みます。)を提示し、その実施を求めることができ、甲はこれに応ずるものとします。

第31条(個人情報の保護等)

1. 甲は、甲が知り得た個人情報を漏洩、滅失又は毀損(以下「漏洩等」といいます。)せず、本契約に定める業務以外の目的に利用しないものとします。
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。なお、甲は、乙、発行者及び利用者の書面による事前の承諾なく、次の各号に定める情報を取得、保有又は利用しないものとします。
 - (1) 乙から直接受け取った利用者の個人に関する情報

- (2) 乙を経由せず、甲が受け取った利用者の個人に関する情報
 - (3) Alipay+決済サービスを利用することで甲のホストコンピューターに登録される利用者の個人に関する情報
 - (4) Alipay+決済取引において、発行者が利用者へ付与するAlipay+コードその他の符号情報
3. 甲は、個人情報を漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報の漏洩等に関し責任を負うものとします。
 4. 甲は、個人情報をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合、直ちに、乙の指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。
 5. 本条の定めは、本契約の終了後も存続するものとします。

第32条(個人情報の管理)

1. 甲は、前条の個人情報の漏洩等が生じた場合又は甲において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると乙が判断した場合には、速やかに乙に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をするものとします。
2. 甲は、個人情報の漏洩等が生じた場合又は甲において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると乙が判断した場合には、その発生の日から3営業日以内に、漏洩等の原因を乙に対し報告し、再発防止のための必要な措置(甲の役員員に対する必要かつ適切な指導を含むものとします。)を講じた上で、その内容を乙に書面で報告しなければならないものとします。
3. 乙は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店で個人情報の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩等の発生を防止する必要がある場合、その他乙が必要と認める場合には、甲に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行うことができるものとし、甲はこれに従うものとします。但し、乙による指導は、甲を免責するものではありません。乙が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限りません。
 - (1) 乙が指定する監査会社を用いたシステム診断
 - (2) Alipay+決済取引の停止

第33条(委託の場合の個人情報の取扱い)

1. 甲は、本契約に関わる業務処理を第三者に委託する場合、乙の書面による事前の承諾を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し、本契約において甲が負う個人情報の管理措置に関する義務等と同等の義務を委託先に課す内容を含む契約を委託先との間で締結するものとします。但し、甲が乙の承諾を得て委託を行う場合であっても、本契約上の甲の義務及び責任は一切免除又は軽減されないものとします。委託先は甲の履行補助者であり、委託先の行為及び故意・過失は、甲の行為及び故意・過失とみなします。
2. 本条の定めは、本契約の終了後も存続するものとします。

第34条(委託の場合の個人情報の管理)

1. 甲は、委託先において、個人情報の漏洩等が発生した場合又は委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると乙が判断した場合には、速やかに委託先から漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告を受けた上で、乙に対し、速やかに乙の別途定めるところに従い、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告するものとします。
2. 甲は、委託先において個人情報の漏洩等が生じた場合又は委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると乙が判断した場合には、その発生の日から3営業日以内に、委託先から漏洩等の原因について報告を受けた上で、再

1. 甲は、Alipay+決済サービスの取扱いに先立ち、次の各号に定める事項を乙所定の書式にて乙に届け出るものとし、これらの届出事項に変更がある場合には、当該変更の1か月前までに当該変更事項を乙に届け出るものとします。なお、甲は、ライセンス契約に基づき、乙が発行者に対しこれらの届出事項を提出することを異議なく承諾するものとします。
 - (1) 名称(商号を含みます。)、本店所在地、電話番号、FAX番号、法人番号、金融機関口座並びに代表者の氏名及び生年月日(個人事業主の場合は、氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び金融機関口座)
 - (2) 取扱店舗の住所、電話番号及び販売地域
 - (3) 取り扱うAlipay+決済取引の種類(対面販売・非対面販売の別及び訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務取引・連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引の該当の有無)
 - (4) 取扱商品等に関する事項
 - (5) 直近5年間で、特定商取引法に定める行政処分を受けたことの有無及び有る場合はその内容
 - (6) 甲が第8条第1項及び第26条第3項に基づいて講ずる措置に関する事項
 - (7) 直近5年間で、消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行ったことを理由とした民事上の訴訟を提起され敗訴判決を受けたことの有無及び有る場合はその内容
 - (8) 甲における前2号の事象を防止するために必要な体制の整備状況に関する事項
 - (9) 利用者又は商品等の購入者若しくは提供を受ける者(以下、合わせて「利用者等」といいます。)の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況
 - (10) 甲における、利用者等の利益の保護に欠ける行為を防止するために必要な体制及び苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備状況に関する事項
 - (11) その他乙の指定する事項
2. 前項の届出(変更に係る届出を含みます。)がないために、乙からの通知又は送付書類、バーコード決済精算金の支払いが遅延し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に甲に到着したものとみなします。
3. 甲は、甲及び取扱店舗が改装等の理由により営業を休止する場合、その期間等に関して予め乙に届け出るものとします。

第38条(商標権)

1. 甲は、「Alipay+」の商標権が発行者に帰属すること、また、日本におけるAlipay+決済サービスに係る商標、ロゴ、マーク(以下「Alipay+マーク」といいます。)の使用権を乙及び発行者が有していることを確認し、いかなる場合にも、乙及び発行者の当該権利を侵害又は希薄ならしめる行為をしないものとします。
2. 甲は、本契約に基づいて対外的に使用する広告物及び印刷物に「Alipay+マーク」を表示する場合には、全て事前に乙の承認を得るものとします。
3. 甲は、本契約に基づいて対外的に使用する全ての広告物及び印刷物に「Alipay+マーク」類似のマーク又はデザインを一切使用しないものとします。
4. 甲は、乙及び発行者に対し、本契約に定める目的を達成するために、甲の商標、ロゴ、マークその他甲の著作権又は商標権を含むものを利用、複製、公表、頒布及び送信するための、非独占的、譲渡不能な、ロイヤリティのかからない利用を許諾するものとします。

第39条(業務委託)

甲は、Alipay+決済サービスに係るシステムの円滑な運用に必要と認められる業務を、乙及び発行者が第三者に委託する場合があることを予め異議なく承諾するものとします。

第40条(契約解除等)

1. 第45条の規定にかかわらず、甲が次の各号に定めるいずれかの事由に該当した場合又は該当していると乙が認めた場合、乙は、本契約を直ちに解除できるものとします。この場合、乙は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、直ちに本契約に基づく取引を停止することができるものとします。その場合、甲は、乙に生じた損害を賠償するものとします。なお、乙が本項に基づき本契約を解除した場合、乙に対する一切の未払債務について、甲は、当然に期限の利益を失うものとし、直ちに支払うものとします。
 - (1) 甲がAlipay+決済取引を悪用していることが判明した場合
 - (2) 甲の営業又は業態が公序良俗に反すると乙が判断した場合
 - (3) 甲が監督官庁から営業の取消又は停止処分を受けた場合
 - (4) 甲が自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手につき不渡り処分を受ける等支払停止状態に至った場合
 - (5) 甲が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産その他これに類似する倒産手続の開始、若しくは競売を申し立てられ、又は自ら申立てをした場合
 - (6) 甲の経営状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - (7) 第3条の表明・保証に係る事実が真実と異なっていることが判明した場合
 - (8) 甲が乙に届け出た所在地に取扱店舗が実在しない場合
 - (9) 甲が特定商取引法、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
 - (10) 甲が届出(変更に係る届出を含みます。)に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - (11) 甲が本契約上の地位を第三者に譲渡した場合
 - (12) 甲が本契約に定める手続によらずにAlipay+決済取引を行った場合
 - (13) 甲が乙又は発行者の調査に対し協力を行わない場合又はこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
 - (14) 甲が乙又は発行者が要望する報告を拒否し又は期限内に行わない場合
 - (15) 甲が第19条に違反して売上債権の買戻しに応じない場合
 - (16) 一般社団法人日本クレジット協会が運営する加盟店情報交換センター(以下「JDM センター」といいます。)の保有情報として甲に関する顧客から苦情の登録がされているとき、又は当該苦情を調査した結果、本契約に基づく取引の継続が困難と乙が判断した場合
 - (17) 甲のコンプライアンス体制及び苦情処理体制が、不十分又は不適切であると乙が判断した場合
 - (18) 甲又はその代表者が、刑事上の訴追を受けた場合
 - (19) 乙と発行者との間のライセンス契約が解除された場合
 - (20) 甲がAlipay+決済取引が利用して【別表】の取扱禁止商品の取扱いを行った場合
 - (21) その他甲が本契約に違反した場合又は乙が加盟店として不適当と認めた場合
2. 前項各号のいずれかの事由が発生した場合、本契約を解約又は解除するか否かにかかわらず、乙は、何らの通知を要することなく、当該事由発生前に生じていたか又は当該事由発生後に生じたかにかかわらず、本契約に基づく債務の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。この場合、乙は、当該事由発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。
3. 第1項各号のいずれかの事由が発生した場合、本契約に基づき乙が甲に対し負担する、金銭債務その他の財産的給付を行うべき債務と乙が甲に対して請求することのできる一切の金銭債権(本契約に基づくものであるか否かを問いません。)とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。

4. 乙は、甲が本契約に違反している疑いがあると認めた場合には、Alipay+決済取引を一時的に停止することができるものとします。Alipay+決済取引を一時的に停止した場合には、甲は、乙が取引再開を認めるまでの間、Alipay+決済取引を行うことができないものとします。甲は、これにより甲に損害が生じた場合でも乙に何らの請求も行わないものとします。
5. 乙は、日本政府が国際情勢を受けて発行者の所在国・地域の全部若しくは一部に対し制裁措置を講じた場合、又はクレジットカードの国際ブランドが国際情勢を受けて発行者の所在国・地域の全部若しくは一部においてネットワークの提供を停止する等の措置を講じた場合、Alipay+決済取引サービスを直ちに停止し、本契約を解除できるものとします。甲は、これにより甲に損害が生じた場合でも乙に何らの請求も行わないものとします。

第41条(契約の失効)

乙は、ライセンス契約が終了する場合、甲にその旨を1か月以上前までに書面により通知するものとし、甲は、当該期間の経過をもって本契約も同時に失効することを予め異議なく承諾するものとします。

第42条(契約終了後の処理)

1. 契約期間の満了、解約、解除又は失効により本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われたAlipay+決済取引は有効に存続するものとし、甲及び乙は、当該Alipay+決済取引について本契約に従い取り扱うものとします。但し、甲及び乙が別途合意をした場合はこの限りではないものとします。
2. 甲は、契約期間の満了、解約、解除又は失効により本契約が終了した場合、直ちに甲の負担において加盟店標識等を取り外し、Alipay+決済サービスに関する記載を消去し、Alipay+決済サービスに関する発行者の商標を付した全ての文書及び印刷物等を破棄し、また、乙から貸与された用度品がある場合、加盟店端末機を含め一切の用度品を直ちに乙へ返却するものとします。

第43条(免責)

乙及び発行者は、本契約に明示的に規定される場合を除き、適用法令の認める範囲内で、あらゆる種類の表明又は保証(権限、データの正確性、被侵害性、商業性、品質性、特定目的適合性、合理的な注意若しくは利用許諾可能性についての黙示の保証又はAlipay+決済サービスに係るシステム、アプリケーション、ウェブサイト若しくはプロダクトに欠陥若しくは中断がないことについての黙示の保証を含みますが、これらに限りません。)を否認するものとします。

第44条(損害賠償)

1. 甲が本契約に違反してAlipay+決済取引を行った等、甲の責めに帰すべき事由により乙、発行者又は利用者が損害を被った場合には、甲は、当該損害を受けた者に対し、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 前項のうち、利用者が損害を受けた場合の損害賠償額は、甲と利用者との協議により定めるものとし、甲は乙及び発行者に何らの迷惑をかけないものとします。
3. 甲及び乙は、不可抗力により本契約を履行することができない場合、速やかに損害防止措置を講じ、かつ相手方への損害を軽減するべく、相手方が被る可能性のある損害について速やかに書面にて通知するものとし、これを怠った場合、当該当事者は、相手方が直接かつ現実に被った通常の損害を賠償するものとします。

第45条(有効期間・解約)

1. 本契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。但し、甲又は乙の何れからでも有効期間の満了日の3か月前までに終

了の意思表示がなされない場合には、有効期間は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2. 甲及び乙は、本契約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3か月前までに書面による通知を行うことにより、解約できるものとします。但し、甲が1年以上継続してAlipay+決済取引を行っていない場合、又は乙による甲との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、乙は甲に3か月前までに書面による通知を行うことにより(甲との連絡不能による場合、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべき時に通知を行ったものとみなすものとします。)、解約できるものとします。
3. 甲は、Alipay+決済取引サービスの開始準備が整った日から、90日以内にAlipay+決済取引を行わなかった場合、発行者によってAlipay+決済取引サービスを一時停止される場合があることを承諾するものとします。

第46条(契約内容の変更)

乙があらかじめ甲に一定の猶予期間を設けて甲に対して本契約の変更内容を通知又は乙のホームページ(<https://www.orico.co.jp>)に公表したときは、当該期間の経過をもって契約変更の効力が生じるものとし、甲は、これを承諾するものとします。

第47条(本契約に定めのない事項)

本契約に定めのない事項については、甲及び乙にて協議の上、取り扱うものとします。

第48条(合意管轄裁判所)

甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第49条(準拠法)

本契約に関する準拠法は、日本法とします。

<加盟店情報の取扱いに関する同意条項>

第1条(加盟店情報の取得・保有・利用)

1. 甲は、乙が甲との取引に関する審査(以下「加盟審査」といいます。)、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査、乙の業務、乙の事業に係る商品開発若しくは市場調査のために、甲に係る次の情報(以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」といいます。)を乙が適当と認める保護措置を講じた上で乙が取得・保有・利用することに同意します。また、甲は、乙が二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟審査並びに加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意します。
 - (1) 甲の商号(名称)、所在地、郵便番号、電話(FAX)番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、甲が加盟申込時及び変更届出時に届け出た情報
 - (2) 加盟申込日、本契約締結日、本契約の終了日及び甲と乙との取引に関する情報
 - (3) 甲のマーケティング情報
 - (4) 乙が取得した甲のAlipay+決済サービスの取扱状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
 - (5) 甲の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報

- (6) 乙が甲又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
- (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている甲に関する情報
- (8) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した甲に関する情報及び当該内容について乙が調査して得た情報
- (9) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申立てその他の甲に関する信用情報

2. 本条の定めは、本契約終了後も有効とします。

第2条(個人情報の開示・訂正・削除)

甲の代表者は、乙に対して、個人情報保護法に定めるところに従い、乙所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。

第3条(本同意条項に不同意等の場合)

甲は、甲が本契約に必要な記載事項(契約書面に契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、乙が本契約に基づく加盟を拒否し又は本契約を解除することがあることに同意するものとします。

第4条(契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用)

- 1. 甲は本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、加盟申込みをした事実、内容について一定期間登録され、乙が利用することに同意するものとします。
- 2. 甲は乙が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等及び乙が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。

第5条(条項の位置付け及び変更)

- 1. 本同意条項は、「Alipay+決済サービス加盟店規約」の一部を構成します。本同意条項に定めがない用語・事項については、同規約に定めるとおりとします。
- 2. 本同意条項は、甲に対する通知又は乙が適当と認める方法で公表することにより、乙が必要な範囲内で変更できるものとします。

【別表】

取扱禁止商品

1.	国家安全保障に影響を及ぼす情報(テロ組織や過激派組織の宣伝、国家権力の転覆、国家機密の流布を含む)
2.	人種、性別、宗教、地域等に関する差別的又は低俗な情報
3.	性的又は卑猥な音声映像作品、画像、チャンネル及び出版物
4.	性的又は猥褻なサービス(セックスチャット、売春等)
5.	経口又は外用媚薬(相手の抵抗力や理性を一時的に失わせるもの)
6.	ギャンブル
7.	くじ
8.	ギャンブル機器及び付属品
9.	麻薬及び麻薬関連器具

10.	麻酔薬及び向精神薬
11.	あらゆる種類の武器(短剣、銃器及び付属品、レプリカ兵器、弾薬及び爆発物等)
12.	軍隊、防衛及び警察装備
13.	有毒性又は有害化学物質
14.	爆発物及び爆発装置
15.	可燃性及び爆発性化学物質
16.	放射性物質
17.	アスベスト及びアスベスト含有製品
18.	オゾン層破壊物質
19.	高毒性農薬
20.	花火及び爆竹
21.	医療用毒薬、放射性医薬品及び特殊医薬品
22.	禁止成分を含有する媚薬、痩せ薬及び健康食品
23.	胎児性別判定キット又はサービス
24.	代理出産サービス
25.	処方薬のオンライン販売
26.	医療サービス(ワクチン接種、医療コンサルティング、催眠療法、美容整形手術、栄養相談、マッサージを含む)のオンライン販売
27.	新型コロナ検査キット
28.	たばこ(シガレットを含む)のオンライン販売
29.	電子たばこ、電子タバコリキッドのオンライン販売
30.	たばこ製造材料及び機械のオンライン販売
31.	臓器、人体の一部及び遺体
32.	天然記念物
33.	種子
34.	考古学的及び文化的遺産
35.	中国国内で発行されたタックスインボイスの売買
36.	偽造通貨
37.	通貨(人民元と外国通貨の両方。暗号通貨を含む)の売買又は流通
38.	骨董品及び芸術作品
39.	金融商品・サービス(あらゆる種類のローンを含む)
40.	保険商品及びプラットフォーム
41.	株式及び有価証券
42.	投資信託
43.	質入れサービス
44.	金融情報(例:銀行口座、バンクカード)の違法販売
45.	決済端末機の販売
46.	仮想通貨(例:ビットコイン、ライトコイン)の取引又は販売
47.	Alipay アカウントからのキャッシュバック
48.	違法又は未登録の資金調達活動
49.	マルチ商法及び連鎖販売取引
50.	リベート又はキャッシュバックサービス
51.	外国為替サービス
52.	金投資
53.	ピアツーピア(P2P)貸付サービス
54.	クラウドファンディング
55.	多目的のストアバリューカード
56.	その他の金融商品及び仲介サービス(例:保証及び信託サービス)
57.	金融商品取引や投資情報に関するソフトウェア又は製品
58.	諜報機器及び用品
59.	個人のプライバシーを侵害するサービス又は製品(例:オンライン活動の監視)
60.	マルウェア、ハッキングサービス又は装置
61.	違法な道具(例:錠前破りの道具)
62.	スクランブル解除装置等(衛星放送やケーブルテレビ等のテレビ番組を不正に視聴するために使用されるもの)
63.	VPN サービス
64.	公衆送信装置、ソフトウェア及びサービス
65.	証明書の違法な発行及び印鑑の偽造
66.	盗作や受験詐欺を促進するサービス
67.	個人のプライバシー情報及び企業内部データ

68.	債権回収サービス
69.	アクセス数やいいねの数を不正に増やすことを目的とした商品・サービス
70.	不動産(仲介を含む)
71.	原油
72.	伝染病や有害な病気を持つ動植物又は副産物の販売
73.	伝染病流行地域に生息する動植物又は副産物の販売
74.	密輸品
75.	偽造品又は模造品
76.	くじ引き
77.	国際結婚相談所
78.	イベントチケット(例:オリンピックや万博のチケット)の無許可販売又は転売
79.	宗教関係のサイト、出版物又はグッズ
80.	オンライン墓地及び祖先崇拝
81.	移民サービス(移民申請代理人や移民仲介人を含む)
82.	オークションサイト及びサービス
83.	お祈りサービス(例:風水、占い、タロット占い)
84.	新型又は中古の自動車、船舶及び航空機(付属品を除く)の販売
85.	ウェブキャスト及びライブストリーミングサービス(インターネットを介して映像、音声、画像、ブログ形式でリアルタイム情報を発信する活動のことをいう。ただし、ウェブキャストやeコマースプラットフォームを介した商品の販売を除く)
86.	慈善寄付、景品及び援助資金(対価を伴う取引を除く)
87.	その他中国の法令に違反し、又はアントグループの評判に悪影響を与える商品・サービス
88.	プリペイドカード及びトップアップ(ギフトカードその他のストアバリューカードを含む)
89.	オンラインゲーム
90.	医療美容サービス(オフライン)
91.	資産リース